

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	身体障害者手帳交付事業			事業コード	2170
所属コード	062100	課等名	障がい福祉課	係名	自立支援係
課長名	晴山 陽夫	担当者名	高橋 恵	内線番号	2517
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要 (旧総合計画体系における位置づけ)

総合計画 体系 (旧)	施策の柱	いきいきと安心して暮らす	コード	1
	施策	共に歩む障がい者福祉の実現	コード	3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 3 款 1 項 2 目 身体障害者手帳交付事業 (001-13)			
特記事項 (H26)				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 20 年度	
根拠法令等 (H26)	1 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 2 身体障害者福祉法施行令 (昭和25年政令第78号) 3 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 4 盛岡市身体障害者福祉法施行細則 (平成6年規則第43号) 5 盛岡市身体障害者障害程度認定事務取扱要領 (平成20年3月31日市長決裁) 6 盛岡市身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づく医師の指定要領 (平成20年3月31日市長決裁)			

(2) 事務事業の概要

- ア 身体に障害のある者に対し申請に基づき身体障害者手帳を交付する。
- イ 身体障害者福祉法第 15 条に規定する医師の指定を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

身体障害者手帳の交付申請受付及び現物の交付については、法施行令に基づく福祉事務所の経由事務として従前から行っていたが、平成 20 年 4 月 1 日の中核市移行を機に、それまで岩手県が行っていた障害認定及び法 15 条医師の指定に係る事務権限が市に委譲されたことにより、身体障害者手帳交付に関する全ての事務を盛岡市が執行することとなった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

高齢化や医療技術の進歩等を背景に、盛岡市の身体障害者手帳交付件数は年々増加しており、今後もより一層の迅速的確な事務処理が求められていくと考えられる。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

ア 身体障害者手帳交付申請者（新規・再交付）

イ 法第 15 条医師指定申請者

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 手帳新規交付申請件数	件	813	805	895	890	773
B 手帳再交付申請件数（再認定，程度変更等）	件	299	324	471	300	293
C 法第 15 条医師指定申請件数	件	23	22	29	30	41

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

ア 手帳新規交付

イ 手帳再交付（再認定，程度変更等）

ウ 手帳再交付（写真更新・破損等）

エ 居住地等変更処理

オ 社会福祉審議会審査部会開催

カ 法第 15 条医師の指定

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 手帳新規交付件数	件	813	805	895	890	773
B 手帳再交付件数（再認定，程度変更等）	件	299	324	329	300	293
C 法第 15 条医師指定件数	件	23	22	29	30	41

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

ア 身体障害者手帳を交付することにより，法令に基づく更生援護や各種割引・優遇措置等を享受できるようにする。

イ 法第 15 条医師の指定を行うことにより，診断書を作成することができるようにする。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 手帳新規交付申請に対する交付割合	■上げる □下げる □維持	%	100	99.9	99.9	100	100
B 手帳再交付申請に対する交付割合	■上げる □下げる □維持	%	100	100	100	100	100
C 法第 15 条医師指定申請に対する指定割合	■上げる □下げる □維持	%	100	100	100	100	100

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	1,764	2,002	2,048	2,117	2,098
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	1,764	2,002	2,048	2,117	2,098
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	4,000	4,000	4,500	4,000	4,500
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	16,000	16,000	18,000	16,000	18,000
計	トータルコスト A+B	千円	17,764	18,002	22,500	18,117	20,098
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

身体障害者手帳の交付により、身体障害者福祉法等に基づく更生援護や各種割引・優遇措置を享受することが可能になり、障害者の社会参加の促進に結びつけることができる。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり、妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり、妥当である。

④ 廃止・休止の影響

廃止・休止した場合、身体に障害のある者が各種サービスを受けることが出来ず、障がい者の社会参加が抑制されること等が考えられるが、法定業務であり廃止はできない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

法 15 条医師が認定基準に該当しない診断書を作成し、申請を却下せざるを得ないケースがあるため、向上の余地はあると思われる。

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

認定基準に合致した全ての申請者に対し身体障害者手帳を交付しており、手数料等の費用負担はないことから、公平・公正である。

(4) 効率性評価

最低限度の予算、人員で事務を執行しているため、成果を下げずに事業費、人件費を削減す

ることはできない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要 (新しい総合計画体系における位置付け)

総合計画 体系 (新)	施策 (方針)	障がい者福祉の充実	コード	5
	小施策 (推進項目)	障がい者福祉サービスの充実	コード	5-2

(2) 改革改善の方向性

申請却下となるケースを極力無くするために、法第 15 条医師に認定基準の理解を深めて頂くための研修会を実施することなどが考えられる。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

市はまだ経験が浅く、単独で研修会を実施するには負担が大きい。同様の状況にある岩手県と共同で実施する方法が現実的である。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持 (従来どおりで特に改革改善をしない)
- 改革改善を行う (事業の統廃合・連携を含む)
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であり、制度改正等に対応しながら適正に事務を執行する。